

福井県立丸岡高等学校定時制 いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定
平成31年1月 改定
令和8年10月 改定

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ、相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) 「けんかやふざけ合い」であってもいじめから除外せず、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 人権教育の推進

人権に関するホームルーム活動や人権講演会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

(3) 道徳教育の推進

生徒が生活のために必要な習慣や態度を身に付け、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深め、自分の目標に向かってやり抜くたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

5 いじめの未然防止のための取組み

(1) 教育相談体制の充実

クラス担任による定期的な個別面談や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、生徒が悩みや不安を気軽に相談できる体制を整える。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてクラスSH、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。

SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について、外部講師による講演会を実施し生徒への注意喚起に努める。

(3) 特別な配慮が必要な生徒への支援

障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性的指向・性自認に係る生徒、地震等の災害または、原子力発電所事故により避難している生徒など、特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

6 いじめの早期発見のための取組み

(1) 自己チェックシステムの活用

生徒は毎日の生活を振り返るための自己チェックを行い、それをクラス担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

(2) 校内での連携

いじめは見えにくい形で行われることが多いため、見過ごしたり見逃したりしないよう生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察し、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努める。

クラス担任は、教科担任・部活動顧問等、多方面から情報を得るように努める。また、教科担任・部活動顧問等は、気になる情報や様子（サイン）をキャッチした場合、速やかにクラス担任に報告する。

クラス担任が知り得た気になる情報については、どんな些細なことでも、速やかに学年主任に連絡・相談し、学年主任は教頭に報告する。

(3) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(4) 外部機関との連携

坂井警察署（スクールサポーター）や坂井市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

7 いじめの事案対処

いじめの訴えがあった場合や、いじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく情報を共有し、組織的な対応につなげる。

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分にいき、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、坂井警察署、坂井市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようないじめ事案については、県教育委員会および坂井警察署等と連携して対処する。

8 いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも以下の2つの要件を満たしているかを確認し、必要に応じてほかの事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること

② 被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人およびその保護者に面談等により確認すること

9 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 適応指導・いじめ対策委員会

いじめの未然防止や早期発見、事案対処についての指導方策等を協議するために、次の機能を担う「適応指導・いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、当該学年主任、養護教諭、教育相談担当、当該クラス担任

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめの事実を確認した場合は、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 生徒指導主事、当該学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該クラス担任

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
・個別面談や情報収集などの役割分担の決定
・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

10 重大事態への対処

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「いじめ調査専門委員会」が行う、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- (3) いじめを受けた生徒や保護者に対して、情報を適切に提供する。

11 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関すること。
 - ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。